

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 竹内 小代美

1 日 時

平成27年3月5日(木) 午前10時59分から
午後 0時46分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

竹内小代美、戸高賢史、三浦公、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、小野弘利

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 野中信孝、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第50号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって、第63号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) 平成26年大分県警察業務重点の推進結果等について、警察本部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 堺田健
政策調査課政策法務班 主査 長友玉美

文教警察委員会次第

日時：平成27年3月5日（木）本会議終了後

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

(1) 付託案件の審査

第 50号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①平成26年大分県警察業務重点の推進結果等について

(3) その他

3 教育委員会関係

(1) 付託案件の審査

第 50号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

第 63号議案 訴えの提起について

(2) その他

4 協議事項

(1) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

竹内委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件であります。

これより警察本部関係の審査に入ります。

初めに、第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

曽根警務部長 警務部長の曽根でございます。よろしくお願いいたします。

本題に入る前でございますが、委員の皆さま方には県警察の運営に関して、平時からご理解とご支援をいただいていることにつきまして、この場をお借りし、改めてお礼申し上げます。

また、県警察におきましては、3月2日付けで定期人事異動を行いました。

つきましては、新体制になりましたので、新たに着任した職員から自己紹介をいたします。

〔着任者挨拶〕

曽根警務部長 以上で着任の挨拶を終わります。よろしくお願いいたします。

なお、このたびの組織改編の主な内容につきましては、事前にお手元の資料、平成27年春の組織改編概要についてにより説明をさせていただいたとおりでございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、警察本部関係についてご説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案（追加議案）の11ページをお開きください。

ページ中段の第9款警察費の補正額は、21億6,054万4千円の増額でございます。

既定額が267億1,453万9千円でございますので、補正後の警察費の総額は288億7,508万3千円となります。

それでは、補正予算の内容につきまして、別冊の平成26年度補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

317ページをお開きください。

警察費のうち、第1項警察管理費21億7,687万7千円の増額につきまして、目ごとに主なものをご説明いたします。

第2目警察本部費の補正予算額は、21億8,778万2千円の増額でございます。

中ほどの事業名欄、給与費7,960万4千円の増額は、給料月額及び期末・勤勉手当の引き上げ等によるものでございます。

その下、警察運営費21億817万8千円の増額は、右側の説明欄に記載のとおり、主に警察職員住宅等建設費償還金の増額によるものでございます。

これは、平成15年度に運転免許センター及び警察職員住宅1棟、佐伯の中川警察職員住宅の建設のため借り入れた、警察共済組合資金の償還残高を将来負担すべき利子の削減を目的として、繰り上げ償還するものでございます。

なお、これによりまして、約2億円の利子の削減が図られることとなります。

318ページをお開きください。

ページ1番下の第3目装備費は、5,555万3千円の増額でございます。319ページをごらんください。

増額の理由は、右側の説明欄に記載のとおり、燃料費の高騰などによる車両等燃料費の増額等によるものでございます。

続きまして、第4目警察施設費は、5,321万3千円の減額でございます。

中ほどに記載の交番・駐在所建設費及び交通安全施設整備費の不用額等によるものでございます。交通安全施設整備費の減額は、説明欄に記載のとおり高速道路等標識整備事業費の不用額等によるものでございます。

320ページをお開きください。

第5目運転免許費は、683万1千円の減額でございます。

これは、右側の説明欄に記載のICカード化運転免許証導入事業費の不用額等によるものでございます。

第6目恩給及退職年金費は、受給者の減少に伴い641万4千円の減額でございます。

321ページをごらんください。

第2項警察活動費につきまして、ご説明いたします。

第1目警察活動費は、1,633万3千円の減額でございます。

中ほどの事業名欄、1番上の一般警察活動費1,162万6千円の減額は、右側の説明欄上から3番目の捜査用資器材の借り上げ等を行った装備資器材等充実強化費の不用額等によるものでございます。

その下、刑事警察費739万7千円の減額は、説明欄に記載のとおり、主に捜査支援システム整備事業費の不用額等によるものでございます。

その下、交通指導取締費269万円の増額は、自動車保管場所調査事務委託料が増額になったことなどによるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

三浦委員 警察職員住宅等建設費の償還金ですけど、当然ですけれども、今、うちかえれば、将来的には利払い費負担が軽くなりますから、どんどんやるべきだと思うんですけども、今回、これは返して、残額があれば、ちょっと教えていただきたい。

それと、もしある場合は、利回りも、利子分、大体どれくらいなのか。利子率。もうなくなりました。

木村会計課長 残高については、もうございません。

三浦委員 もうゼロですね。わかりました。結構です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

麻生委員 319ページの警察装備費の車両等燃料費。これが5,613万3千円増額ということで、燃料高騰の影響、非常に大きいと思うんですけども、警察車両全体、相当車両数があるかと思うんですが、現在、ガソリン車と、それ以外の比率というのは、現

状どうなっているのでしょうか。

曾根警務部長 今年の1月末現在で、警察の保有する車両は、四輪車と二輪車を合わせた総計で861台となっております。その中でガソリン車が基本的にもちろん多いんですけども、ハイブリッド車もございまして、現在、25台のハイブリッド車を保有しております。

麻生委員 もうかなり古い車両も多い、走行距離数も多い中で、燃費が非常によくないというふうにも認識しておりますので、この辺、ガソリン車の比率が少し高いような気もしていますし、今後は、多様な燃料、こういった部分、プロパンガスとか、いろんな形を含めて、分散をして、多様な形で非常時、災害時にも対応できるような準備、備えが必要じゃないかなと思います。

ガソリン車じゃないといけないというわけじゃないんでしょう。追いつかないとかあるんですか。

曾根警務部長 委員おっしゃるように、やっぱりハイブリッド車は、環境性能も高いですし、経費削減、燃料費なんか省燃費でありますので、平成21年度から導入を始めていますけれども、おっしゃるように、今後、そういうところも当然考慮していかなきゃいけないのかなというふうには考えております。

竹内委員長 ほかにございせんか。

三浦委員 ごめんなさい、関連で。

麻生委員から、先ほど車両についても効率よくというような話が出ましたけれども、当然ですけれども、老朽化したり、ある程度、線引きの中でかえていくと思うんですけれども、その車両をかえていく、その線引きというのは、大体、明確なものなんですか。それとも主観的なものなんですか。

穴井警務課長 一定の距離数等をもって交換するとか、そういった一定の基準は用意されております。

三浦委員 なるほど。わかりました。

竹内委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

〔（なし）と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

穴井警務課長 平成26年大分県警察業務重点の推進結果等についてご説明いたします。

これまで県警では、毎年策定する業務重点とは別に、3年間に取り組むべき治安向上のための中期ビジョンを策定しておりました。

その中期ビジョンが平成26年末で取り組み期間を終えましたので、その検証結果概要を簡単に説明させていただきたいと考えております。

文教警察委員会説明資料の1ページをお開きください。

資料1「治安向上のための中期ビジョン（平成24～26年）検証概要」と題したA3サイズの資料を用いてご説明いたします。

資料左側の数値目標の枠をごらんください。

県警では3年間で達成すべき数値目標を3点掲げておりました。

まず①の犯罪率、犯罪検挙率、交通事故死者数の全国順位一桁台の定着について、人口10万人当たりの刑法犯認知件数から算出されます犯罪率は、取り組み期間中、全国第5位と目標を達成しております。

犯罪検挙率及び交通事故死者数は、ごらんのとおり、一桁台の定着には至りませんでしたが、全国の上位に位置付けることができました。

次に、②の刑法犯認知件数8千件以下につきましては、3年間継続して減少し、目標を達成しました。刑法犯認知件数は、平成16年以降11年連続で減少しているところであります。

最後に、③の交通事故死者数45人以下につきましては、既にご存じのとおり、1年目は達成しましたが、残念ながら2年目・3年目は45人を超える結果となりました。

次に、資料右側の各重点課題の取り組み状況について、代表的な取り組みを記載しましたが、続いて説明します平成26年の業務重点の推進結果と重複する点が多いため、そちらで説明いたします。

ただ1点だけ、資料の1番右下、「重点課題Ⅳ：4危機管理機能・警察基盤の充実強化」の中の警察本部機能の強化について簡単に説明をさせていただきます。

これは、県庁舎外に分散配置されている本部所属を県庁舎に移転・集約することにより、本部機能の強化を図るものであり、現在、県等とも協議中でございます。

簡単ではございますが、引き続いて平成26年大分県警察業務重点の推進結果の説明に移りたいと思います。

お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の2ページをお開きください。

資料2、平成26年大分県警察業務重点の推進結果と題したA3サイズの概要版を用いまして、ご説明いたします。

まず、概要版の上段をごらんください。

県警では昨年、運営方針を「県民とともに歩む力強い警察」、サブタイトルを「安心して暮らせる安全な大分の実現」とし、犯罪の起きにくい社会づくりの推進など6項目を業務重点と定め、取り組みを推進いたしました。

それでは、業務重点ごとに主要な成果を資料左上から順次、ご説明いたします。

まず1つ目の犯罪の起きにくい社会づくりの推進についてです。

刑法犯認知件数は、減少を維持しておりますが、今後も犯罪情勢の分析に基づく効果的な抑止対策を推進し、中でも犯罪抑止効果の高い防犯カメラの設置促進などに取り組んでまいります。

次に、特殊詐欺についてですが、昨年は186件、被害額約6億1,400万円と、件数・被害額とも前年を大幅に上回っております。

今後も、被害防止の広報啓発活動をさらに徹底するなど被害防止対策を講じてまいります。

増加するストーカー・DV事案や子供・女性に対する声掛け事案等については、体制を強化し、被害者等の安全確保を最優先とした保護対策や検挙・警告による被害防止を図ってまいります。

次に交通死亡事故の抑止についてご説明いたします。

昨年の交通事故発生件数は、5,161件、負傷者数は6,670人で、平成17年以降10年連続で減少しました。

これは、老人クラブやふれあい・いきいきサロンと連携して、歩行環境シミュレータ等を活用した参加・体験型講習などを積極的に推進した成果であると考えております。

今後、民生委員児童委員協議会など新たな関係機関・団体及び地域と協働した高齢者の事故防止対策を推進してまいります。

次に悪質・重要犯罪等の徹底検挙についてご説明いたします。

昨年、殺人等の重要犯罪の発生件数は、58件に対し、検挙件数は57件で検挙率は98.3%。全国平均68.2%を大きく上回り、全国第1位の成績でした。

また、特殊詐欺についても、実行犯及び口座詐欺等の助長犯罪を114件検挙し、検挙率は全国トップクラスでした。

これらの犯罪は、県民に大きな被害や不安を与えますので、防犯カメラ画像の解析や各種捜査支援システムを活用した、より効率かつ効果的な捜査を行う目的で、捜査支援室を新設し、捜査支援体制の充実強化を図っております。

次に、左下に移りまして、少年非行防止・保護総合対策についてご説明いたします。

昨年の刑法犯少年の検挙・補導人員は360人で、前年より71人減少しています。また、喫煙や深夜徘徊等の不良行為少年の補導人員も3,737人で、前年より856人減少しています。

また、児童虐待事案ではありますが、昨年は322件で、前年より53件増加しております。このほか、ネットを利用した悪質ないじめ事案や福祉犯事件など、少年が被害者となる事案も後を絶たず、少年を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

児童虐待事案に対しては、児童の安全確認・安全確保を最優先とした迅速的確な対応と厳正な捜査を行ってまいります。

次に暴力団等組織犯罪対策の推進についてご説明いたします。

現在、県内の暴力団については15組織、暴力団構成員等270人を把握しております。

昨年は、暴力団幹部組員らによる犯人隠避事件等により53人の暴力団員等を検挙したほか、暴力団対策法に基づき、中止命令4件を発出したところであります。

また、県民の暴力団排除意識の高揚を図るため、不当要求防止責任者講習等において、不当要求への対応要領等の講話や大分県暴力団排除条例への取り組み状況等の説明を行うなど、暴力団排除活動を推進しました。

次に、薬物事犯につきましては、昨年の検挙人員は81人で前年と同数でありましたが、覚醒剤関係の検挙人員が10人増加し、75人となっています。また、危険ドラッグ関連で薬事法違反を1件検挙しています。

今後も、覚醒剤や危険ドラッグを初めとする薬物事犯の取り締まりを強力に推進してまいります。

次に災害、テロ等突発重大事案対策の推進についてです。

まず、災害関係では、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震等大規模災害に備え、大規模震災対応マニュアルを整備したほか、災害派遣医療チームDMATの医師・看護師、別府消防署から参加をいただき、救出救助訓練を行いました。また、臼杵津久見署が臼杵市と共同で夜間の津波避難訓練を開催するなど、県市町村等の防災関係機関や地域防災組

織と連携した実践的な訓練を約200回行い、対処能力の向上に努めました。

次に、テロ対策関連です。来年、我が国で先進国首脳会議、サミットが開催され、大分県も関係閣僚会合の開催地に立候補しています。そして、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も見据え、入管等関係機関と連携した大分空港、国際港での水際対策を強化するなど、テロの未然防止対策を行いました。

このほか、年末の総選挙に伴い来県した安倍総理の警護のほか、10月に玖珠町で開催された第26回星空の街・あおぞらの街全国大会にご臨席された高円宮妃久子殿下の警衛警備もトラブルなく実施しました。

以上が今年の業務重点推進結果の概要でございます。

最後になりますが、平成27年の運営方針、業務重点等について説明いたします。

文教警察委員会説明資料の3ページの資料3「平成27年大分県警察運営方針」と記載されております資料をごらんください。

まず、1番上から、平成27年の運営方針は昨年同様、「県民とともに歩む力強い警察」であり、サブタイトルについては「「日本一安全な大分」の実現に向けて」としております。

次に、業務目標の枠をごらんください。この業務目標は本年から新規に追加したもので、刑法犯認知件数12年連続減少、交通事故死者数45人以下、交通事故死傷者数6,500人以下、重要犯罪の完全検挙の3点を掲げております。

新規に追加した理由は、特殊詐欺被害や人身安全関連事案対応の急増など日々変化する治安情勢に迅速かつ的確に対応するため、平成27年以降の中期ビジョンは策定せず、1年ごとの施策に移行することとしたのですが、数値的な目標は引き続き県民に示すべきとの考えから、毎年策定する運営方針等に業務目標を加え公表することとしたものです。

次に、業務重点の枠をごらんください。

業務重点は総合的な犯罪抑止対策の推進等6点であり、各重点の代表的な取り組みをその右側に記載しているところです。

県警としましては、この運営方針等に基づき、県民のため、大分県の治安確保に全力を尽くす所存でございます。

委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

竹内委員長 ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

平岩委員 児童虐待認知件数の中で、児童福祉法違反等で4件検挙ってあったんですけど、具体的にはどういうことでしょうか。

吉永少年課長 4件につきましては、内容に関しては、実母による長男の殺人事件、大分の萩原でありましたあの件も入っております。

そのほかは、大体が実母の内縁の夫による性的な暴行とか、児童ポルノ、傷害事件というような、この4件が今年の検挙になります。

平岩委員 ありがとうございます。私、深夜に未成年者を働かせているとか、そういうことかなあと思っていたら、そういう内容だったんですね。ただ、それは立件されたものだけで、氷山の一角というか、非常に多いものがあるなあという感じで個人的には思って

いますので、よろしく申し上げます。

三浦委員 特殊詐欺の撲滅を重点に掲げていますよね。資料1の1番右上の平成26年特殊詐欺被害急増と書いていますけれども、たしか何かの報道で、前年度対比で、件数か額か忘れたんですけれども、その被害の伸び率が大分県は全国でワーストワンだったというような報道がありました。当然、それを受けて重点的に取り組みが必要だよねというようなことになったと思うんですけれども、であれば、なぜそうやって一気にふえたのかという要因の分析もされていると思うので、なぜこれだけふえてしまったのか、ちょっと教えていただければと思います。

汐見生活安全部長 基本的になぜふえたかと言われると、負の連鎖的にいろんな形で被害が発生して、大分県がいろんな形で、要するに電話等そういう形のやつを重爆的に受けたという動きが1番多いと思います。

それと、特殊詐欺の関係で、10年間、いろんな形の対策をとっています。その昔からの還付金詐欺だとか、アダルトサイトのそういう被害というのもいまだにまだやっぱり多くある。それと、別にいろんな形で高齢者を対象に、いろんなもうかりますよという形のやつ、新卒の、昔、生活侵害事案と言っていたような、そういう部分のところも被害が、やっぱり大分県はどうしても多くなってきたんだろう。

どうしても、全国的な分より、高齢者の被害に遭っている確率というのがやっぱり大分県の場合、若干多いもんですから、そういう分の対策のところを持っていこうというふうになりますね。

三浦委員 それでちょっといろんな報道を見る中で、各県、この特殊詐欺の被害に対しては、いろんな対応策をとっているみたいなんですけど、大分県、ちょっとやっていたかどうかはわからないので、確認したいんですが、いろいろな県で、例えば300万円以上おろした場合は、金融機関は警察に必ず通報してくださいねというような義務的なものを行っているみたいなんですけど、大分県もそういうのをしていましたよね。

汐見生活安全部長 大分では、前からいろんな形で、任意でそういう形で金融機関にはご協力をお願いしていました。そこを徹底しようということで、2月に大分財務事務所、県内の各金融機関と、うちの本部長との間で、そういう協定を結びました。そして、お願い事項という形で、高齢者の方が金額的に一定金額以上の払い出しのとき、いろんなチェックリストで確認をしていただいて、それでもどうもおかしいというときは警察のほうに通報していただくというような、そういう制度を今、強力に推進しているところでございます。

三浦委員 いいです。頑張ってください。

戸高副委員長 ちょっと関連ですが、特殊詐欺の検挙数というのはどうなんですか。

今山刑事部長 昨年、26年中は、特殊詐欺と助長犯というのがありますが、その検挙件数が114。

その内訳は、本犯のほうは43件、助長犯が71件。検挙人員は77人で、本犯のほうは28人、助長犯が49人ということで、前年に件数のほうがプラス45件。それから、人員のほうは、前年対比で36人ということで、検挙のほうは大幅にふえております。

戸高副委員長 それは大分県内ですか。

今山刑事部長 はい、大分県内です。

戸高副委員長 もう1つ済みません。特殊詐欺系の設置ということなんですけれども、これは未然防止の形の役割を果たしていますか。

今山刑事部長 これは主に検挙。

戸高副委員長 もう検挙ですね。

今山刑事部長 検挙のほうになります。

戸高副委員長 これも情報収集ほか……。 (「はい」という者あり)

竹内委員長 ほかにほかにありませんか。

麻生委員 犯罪率は未然防止で非常に頑張っていた関係で5位と、一方、犯罪検挙率12位という、その要因についてちょっとお伺いしたいんですが、重要犯罪について、58件に対する未検挙が1件。この部分は具体的にはどの分かということ。

そして、犯罪検挙率1桁を目指す部分が、もうちょっと足りていないという部分。犯罪の種類とか、どの部分をご苦労されているのか、ここら辺についてお知らせください。

それから、覚醒剤の関係がふえているということですが、これの内容、要因とか、海外からあるのか、あるいはどういった国から入っているのかとか、もしわかれば教えてください。

最後に、危機管理機能の充実強化について、本部に集中されるというお話があったんですが、例えば、県庁の本部になるのか、それとも東南海巨大地震が想定される中で、松岡だとか、そういった分散だとか、そういったのをどのように考えておられるのか。

以上お伺いします。

竹内委員長 3つありますが、第1の件について。

今山刑事部長 昨年58件の重要犯罪が発生して、57件検挙でございましたが、検挙におきましては、昨年の11月15日、都町でありました強盗致傷事件、これは昨年の段階で捕まっておりますので、それでことし2月になって捕まえておりますので。

麻生委員 もう捕まっているね。

今山刑事部長 今年捕まえております。

竹内委員長 では、第2点の薬事について。

今山刑事部長 覚醒剤の関係でございますが、覚醒剤の関係については、これは内容的には、もう末端乱用者の検挙を、結局、大体全体の6割強なんですけれども、それがふえているということなんですけれども、海外からどうのというより、大体、福岡のほうから覚醒剤が入ってくるという流れは変わっておりません。

竹内委員長 よろしいですか。では、第3の危機管理の分散について。

曾根警務部長 先ほど穴井のほうから説明させていただいたとおり、現在、県の庁舎、今、本館、新館とありますけれども、そのほかにもいろいろ分散しております。さまざまな課で分散しておりますして、非常に業務の効率上よろしくない。あるいは、その分散しているものが入っている建物は、非常に老朽化が進んで、大地震とか来たとき、災害等も非常にダメージをこうむるということで、今、分散しているものを県庁舎に集中するという思いでございます。私の受け取り方が間違っていたら大変申し訳ありませんが、危機管理のために何か別に逆に分散するというものでもなく、集中させるということでございます。

麻生委員 説明のあった部分についてはよくわかりました。

1番最後の点については、これは立地条件等々含めて検討していく必要があるかと思

いますが、再度研究を求めておきたいと思います。

以上です。

竹内委員長 分散についても検討してくださいということですか。

麻生委員 集中は結構なんですけど、その場所等々について、機能が果たせるような形での配慮を含めて十分な備えをしてほしい。こういうことです。

尾島委員 来年度の県警の運営方針について、重点目標である交通事故死亡者数の目標達成、残念ながら、一昨年は大幅にオーバーをし、昨年も目標に行かなかったんですけど、今、これは地域差があるのかもしれないんですけど、具体的な抑制対策の中に、交通事故抑止に資する交通指導取り締まりの推進というのがありますよね。

今、どっちかという、隠れ検挙というか、一旦停止であるとか、スピードの取り締まり、あるいはまた、シートベルト、そういう検挙が多いんですけど、実際には、信号無視が非常に多いんですね。

死亡事故の大きな要因の1つに、高齢者の問題が挙げられていますが、宇佐の管内で言いますと、まさに黄色は進めです。もう赤になったら加速して進めみたいなところがありますから、やはり取り締まりの見える化といいますか、交差点に立って指導する、そういったことも先ほどの検挙捜査に加えて、やっぱりやっていただきたいと思うんですけど、その辺の考え方、いかがかでしょうか。

中島交通部長 ことは事故分析官を新設いたしました。その事故分析官の詳細な分析に基づいて、どこで、どういう事故が発生しているのか。それを早目、早目の対策を打っていこうということで、各所と連携をしながら実施していく、現在、そういうふう考えております。

ですから、事故の多いところ、また、事故が多い内容を重点的に取り締まっていこう、また、対策を打っていこうという形をしております。

尾島委員 今、宇佐の方の、少し感覚なり、声を伝えたんですけども、全県的にそういう交差点に立った指導が一般的に行われているのか。

それともさっき言いましたように、取り締まりをすることで、交通事故の抑止をやっていこうという方針なのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

中島交通部長 それは、やっぱりベストミックスを考えながらやっていかないといけないと思っています。取り締まるところは取り締まる。それから、警戒力を高めるところは警戒力を高める。また、高齢者対策とか、いろいろな施策がありますので、そういうものを織りまぜて対策を講じていきたい、それも集中的にやっていきたいというふうに思っております。

尾島委員 わかりました。

竹内委員長 では、今のにつけ加えて、私も地域の人から、交通事故が多発する地域を何とか解決したいという要請をいただいているんです。それが道路維持課と警察と住民の意識、3つでいろいろ対策が練られると思うんですけど、統合してまとめていくところがないために、その3つがそれぞれ自分たちの言い分を言うために、ちっとも事故は減らないということが起こっています。そういうときには、どのような解決方法をたどっていけばよろしいのでしょうか。

中島交通部長 基本的に、事故防止は警察だけの力ではどうしようもありませんし、道路

管理者、それから、地域の方々との連携を図りながら現在もやっておりますけれども、さらに連携を深めていきたい。とりわけ事故の多い路線、地域、そういうところについては、そういう三者の連携をさらに強化していきたいというふうに思っております。

竹内委員長 おっしゃっていただいたので心丈夫なんですが、音頭を取る人がいないために全く解決しないで、要望しても、ずーっと事故が多発しています。

住民が、この見通しだったら意識すべきだとかいう、相手に責任を転嫁するのは、やはり三者が1回話し合いをして、よかったら県警がリードしていただきたいと思います。お願いします。

中島交通部長 わかりました。

竹内委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別のないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

ここで、執行部が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

〔教育委員会「教育委員会の議事録（未定稿）」配付〕

竹内委員長 これより、教育委員会関係の審査に入ります。

初めに、第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

野中教育長 第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）の教育委員会所管分について、説明いたします。

説明は、別にお手元に配付しております文教警察委員会説明資料でさせていただきます。資料の1ページをお開きください。

表の下から3段目に二重線で囲んでおりますが、補正予算計上額は、右から2列目の補正予算額の欄にございますとおり、4,817万4千円の減額です。

この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にありますように1,122億1,631万1千円となります。

次に事業費の主なものについて説明いたします。

別冊の平成26年度補正予算に関する説明書340ページをお開きください。

第10款教育費第4項高等学校費第5目学校建設費の事業名欄、施設整備費1億2,004万3千円の減額です。

これは、日田林工高校の実習棟に係る大規模改造工事などについて、入札残が生じたことによるものです。

続いて、349ページをお開きください。

第7項社会教育費第3目文化財保護費の事業名欄1番下の文化財発掘受託事業費8,999万2千円の減額です。

これは、国等から委託を受けて実施する埋蔵文化財発掘調査において、高速道路等の建設事業の進捗状況により受託額が固まったので、所要の補正を行うものです。

最後に、363ページをお開きください。

第11款災害復旧費第3項第1目県立学校施設災害復旧費の事業名欄、県立学校施設災害復旧事業費434万6千円の増額です。

これは、昨年3月に伊予灘で発生した地震により被災した佐伯鶴城高校の体育館の復旧に要した経費です。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別にご質疑等もないので、これより、先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案訴えの提起について、執行部の説明を求めます。

野中教育長 第63号議案訴えの提起について説明をいたします。

別葉の議案書1枚をごらんください。

三の事件の概要、四の控訴の趣旨、五の訴訟遂行の方針にありますとおり、平成27年2月23日大分地方裁判所において、大分県が原告に対し、国家賠償法に基づき損害賠償を支払えとの判決がありました。福岡高等裁判所に控訴し、原判決中、控訴人大分県の敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却することを求めたいと考えております。

なお、民事訴訟法上、控訴期間は判決書の送達から2週間以内となっております。先議をお願いするものです。

詳細については、文教警察委員会説明資料により説明させていただきますので、2ページをお開きください。

まず、「第1 本件事件の概要及び本件採用取消処分に至る経緯」です。

「1 本件事件の概要」のとおり、平成20年6月の不祥事に関連して、点数操作の疑いが生じ、パソコンデータの復元の結果、原告は平成20年度試験において、本来の点数であれば合格の順位に達していなかったところ、1次試験及び2次試験に加点がなされた結果、合格し、採用されていたことが判明したため、教育委員会が平成20年9月8日に採用行為、同年4月1日採用の取消処分を行いました。原告は、平成21年2月26日に教員採用取消処分の取り消しを、平成23年8月29日に損賠賠償を求めて訴訟提起しました。

「2 本件採用取消処分にかかる経過」の備考欄にありますとおり、1次試験及び2次試験に大きな加点がある中、県教委は、原告に対する採用処分には、地公法15条の能力実証主義に反する重大な瑕疵があるとして採用処分を取り消したものです。それに対し、原告の主張は、県教委が行った取消処分は違法であり、精神的苦痛を受けたというものでした。

「第2 大分地裁（第一審判決）について」です。次の3ページをお開きください。

(2) 判決の内容、「ア 主文」にありますとおり、①大分県教育委員会が、原告に対し行った採用取消処分を取り消す、②大分県は原告に対し、金33万円など損害賠償を支払え、というものでした。

なお、訴えを提起する場合、法的に、①については大分県教育委員会の議決が、②については大分県議会の議決が必要となります。

次に、「イ 事実認定」についてです。県教委の調査と裁判所の鑑定は全て一致しており、加点操作前後の得点は、県教委の調査結果のとおりであったと認めるのが相当であるとされており、

次に、「ウ 判決理由」については、①県教委が違法であるとして取り消した本件採用決定の適法性について、地方公務員法15条が能力実証主義の原則を定める趣旨として、優秀な人材を確保し、育成すること及び獵官主義がもたらす弊害に鑑み、情実に基づく人事を禁ずることにあるとし、その上で、原告やその親族等が、県教委幹部に対して、原告を合格させるために加点を依頼したことを認めるに足る証拠はなく、原告の採用が情実に基づいて行われたとはいえない以上、本件採用決定が、地方公務員法15条に違反し違法なものであると評価することはできない、また、原告は、中学、高校の教諭1種免許を有しているから、原告の教員となるべき能力は実証されているということができ、この点からも、本件採用決定が能力実証主義に反するとはいえない、以上によれば本件採用決定は適法にされたものと認められる、とされており、

また、②国家賠償法上の違法性については、県教委は、事実関係等について、慎重に調査・検討すべき義務を怠った、県教委が職務上尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失がある。そのため国家賠償法上違法の評価を受けるべき、とされており、

次の4ページをごらんください。

「第3 訴えの提起（控訴）について」です。

①本件採用決定の適法性に関しての控訴理由は、(1) 判決理由3つ目のポツに記載のとおり、能力実証主義を定めた地方公務員法の15条の解釈に疑問があり、去る3月2日の教育委員会において、控訴決定をしたところであり、

②国家賠償法上の違法性に関しては、(2) 判決理由のとおり、教育委員会では、平成20年7月25日に教育行政改革プロジェクトチームを立ち上げ、行政機関として、事件の事実関係やその背景を調査しました。強制力のある調査権限を持たない行政機関としてはおのずと限界がある中で、その権限と責任のもとに、できる限りの調査を実施し、その結果は調査結果報告書として公表しております。

さらに、教育委員会が本件採用決定が違法であるとして行った本件取消処分の適法性自体について争いがあるところであり、訴えを提起、控訴をするものであります。

以上でございます。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

三浦委員 その前にこの説明を求めなくていいですか。

竹内委員長 それでは委員から提案がありましたように、きょう配っていただきましたものを説明をいただけますでしょうか。

藤本教育人事課長 先ほどお配りしました未定稿ということでの、第22回の教育委員会、2月24日に行われたものと、4ページからは3月2日、第23回の教育委員会会議の内容について、お配りしております。

まず、1ページ、2月24日、第22回の会議記録でございます。

私のほうから、平成20年6月の教員採用選考試験に係る贈収賄事件の経緯と、そのときの、本日の経緯について説明したような内容についてご説明をし、判決があったということで、その委員の皆さん方からの意見、思い等を伺ったところであります。

それにつきましては、1ページから3ページまで、それぞれの委員の質問と答弁を記載しております。

それと、4ページ目からにつきましては、3月2日、教育委員会において、採用取消処分判決に対しての控訴を決定した内容であります。野中教育長のほうから、先ほど申し上げたとおりの理由で控訴するということでの議案を提案したということと、あわせて、私のほうからは、調査結果報告書、特に国賠の関係で調査が尽くされていないというふうな判決でありましたので、その部分について、平成20年度当時の調査の内容を改めてご説明申し上げたところであります。

それとあわせて、調査結果報告書に記載しております教育改革の再発防止策についての平成20年以降の取り組みについて説明したところであります。

委員のほうからは、当時の捜査の状況が認められなくて残念だということと、20年当時の判断は、教育委員会としては間違っていなかったのではないかと、それとあわせて、能力実証主義の解釈が果たしてこれでいいのかということと、控訴で、高裁の判断を仰ぐのが適当であるという意見が出されております。

以上でございます。

竹内委員長 以上で説明は終わりました。

教育長の説明、それから、藤本教育人事課長の説明に対して一括してご質疑はございませんでしょうか。

平岩委員 この2008年の事件のときは、私はちょうど議員だったんですけども、多くの方が、教育委員会にいらっしゃらなかったし、委員の中でも、その当時、議員ではなかった方もいますが、私、この教員採用汚職事件のとき、随分いろんな質問をしましたが、この裁判が提訴されてからは、もう俎上にのっていることだから、もう言っちゃいけないだろうと思って、ずっと黙ってきたんですね。

で、2月23日の判決が出て、あの判決は、私はやっぱり県の教育委員会に反省を促すものだったと思うんです。教育長のコメントが新聞に幾つか載っていましたが、コメントだけ読んで言っただけは失礼かもしれないけれども、免許があるから云々だという、そんな優しい言葉ではなかったと思うんですが、あの裁判所の判決を、やっぱり採用取り消しが違法であるということ、非常に多面的に判断した判決内容だと私は思うんですが、きょうの

堤県議や守永県議の質疑を聞いていて、ちょっと教育委員会のスタンスが、どういうところに立っているのかなということが非常にわかりづらく思いました。

質問しなきゃいけないことはいっぱいあるんですけど、1点、被告は口ききの依頼をしていないというふうに本人は言っているんですね。

教育委員会がプロジェクトチームを立ち上げて、随分いろんなことを調査したけれど、それは限界があることで、これでもう精いっぱいだったという答えをされているんですけど、原告の親族が口ききをしているかということについては、調査をされていないんですよ。そこはどうしてなのかということと、1番最初に、やっぱりプロジェクトチームが懸命に作業をしたけれども、これが限界と言われたけれども、それをもっとやっぱり掘り下げるべきではなかったのかなあとというふうに思います。

あの当時、いろんなものが関与しているということが明らかではないけれども、うわさされたんです。私たちもマスコミの取材には、アンケートにもありましたけれども、調査されることもなく、きょうに至っているというような状況です。ただ、県教委として、あの判決は、私はやっぱり反省を求められるものだったと思うんですけども、教育長としては、もう1回、どういうスタンスに立っていらっしゃるのかという、あの判決をどう教育委員会として総括されているのかということと、もう1点、原告の関係者に対する調査みたいなのをしていない。いわゆるそれによって、口ききには関与していないということが、あの裁判では明らかになっているんですけども、そこはどうして調査ができていなかったのかということとをまずお聞きしたいと思います。

竹内委員長 じゃあちょっと整理します。3つお答えください。

裁判の判決を受けて、反省はしているかどうかということ。それから、2つ目は、親族調査までやっているかということ。3つ目は、そのプロジェクトチームは限界までやったと言うんですが、一方では限界でない委員はお考えです。

その辺についての答弁、3つお願いします。

野中教育長 判決をどう受けとめたかということからなんですけれども、判決自体は、県が行った取消処分が違法であるというふうになりました。それはそもそも、その取り消しの対象となった採用決定ですね、合格決定、採用決定について、別に問題はないという判断から来たものです。しかしながら、当時、あれだけの事件の中で皆さん思っていること、こんな不正が許されていいのかということと、それによって生じている違法な状態、そのまま放置していいのかという中での判断でした。

その部分について、裁判所は、いや、あの能力実証というのは、免許さえあればいいんだ、情実が証明されなければ、全然問題ないよという判断でした。そういう意味で、判決については、争う必要があるなど、控訴する必要があるなどというのが1点ありました。

それから、2つ目は、判決の中で、本人、あるいは本人の保護者が、この不正な加点に関与していることは明らかになっていない。それは解明されていないというふうに言っていました。これは、そもそも私のほうが取り消し処分するに当たって、そこを調査を尽くして、そして、その本人、あるいは関係者なりの関与の中で行われたのと認定された部分だけ取り消せばいいのかなという問題もあったと思います。そうではなくて、やはり21人の方の中で、不正に加点をされていると、この状態を是正する必要があるなど。そういう中で、一方でかかわっていない、かかわっていることが証明されていない人の身

分を失うというところの利益考慮といえますか、比較をした上での判断だったというふうに思います。

そういったことで、あのような判決については、ちょっと不満があるということで控訴をすることにしました。

あともう1点が……。

竹内委員長 プロジェクトチームで限界まで調査したとおっしゃったんですが、こちらは限界じゃないとおっしゃられるので、その辺の意見の相違でいいのか、もっと深めたいのか。

平岩委員 そこは意見の相違だと思いますので、もう答弁は求めませんが、判決は免許があるからいいなんて、そんな簡単なことは私は言っていないと思うんですけど、もっと読み取らなければいけないじゃないかと思います。

仮に加点があって合格したとしても、それは違法ではないと。そして、その中の理由の1つに免許がある、臨時の実績がある。その実績の中で、仕事をきちんとやっていて、人物的にも教員としても問題はないとやっているし、情実に基づくものは何もないしというようなことも加味して違法であるというふうに捉えていると思うんですよ。

それと、——ちょっと休みます。

三浦委員 委員長、済みません。

竹内委員長 ちょっとお待ちください。いいですか、休んで。

平岩委員 ごめんなさい。まとまりません。

竹内委員長 じゃ、答弁をする前につけ加えられるんですね。

三浦委員 いやいや、もう審議の仕方なんですけど、今、平岩委員は、どちらかというところ、判決理由①の控訴についてどうなのかというような話をしていますけれども、この議会の委員会としては、国賠法上の取り扱いをどうするかというような整理になっていると思うので、その辺について突っ込んで議論すべきだと思うんです。

じゃないと、なかなか終わらないと思うので、その辺、整理をよろしくお願いします。

平岩委員 ごめんなさい。終わらないと思うんですけども、どうしてもこの国家賠償33万円を認める、認めないということは、判決と絡んでくることがとても多いので、私はあえてこのことを先に言わせていただきました。

竹内委員長 委員長に整理させてください。

三浦委員 あれはもう判決、控訴したんですから、もう一緒ですよ。

竹内委員長 ちょっと、委員はお黙りください。

意見が平行状態にあることが続いていて、今の時点でここでそれをすべきかどうかというのは非常に難しいところでもあります。それで、控訴をすべきかどうかということに限って議論をしたいと思いますので、その辺で内容が正しいか、正しくないかと今のように争うと、深みにはまって、きょう夜までやっても終わらないと思います。

以上です。では、皆様そのおつもりで。

尾島委員 今、三浦委員から、いわゆる取り消しに関する控訴の云々等出ましたけど、これはもう違法性が前提になって国家賠償が違法だというふうな記述になっていますから、そういった意味では、教育長が本会議の中で違法性を前提にした国家賠償なんで、当然認められないと答弁をされていますので、その辺、やっぱり関連して、少し柔軟にお願いし

たいと思います。

それで、今の指摘があったんですけど、判決の要旨を見ますと、国家賠償法上の違法性ということで、ここにもうたわわていますが、この判決の中身を見ますと、事実関係及びこれに適用される法律上の見解について、慎重に調査・検討すべき義務があったということで、先ほど言われた事実関係については、随分やられたと思うんですが、では、一体、一旦採用された人を、採用を取り消すために法的な根拠と申しますか、法的にと申しますか、考え方。例えば、過去の処分事例、それから、法律上的見解、そういったことを調査されていないのではないかと申すことを判決文ではっきり言われているわけですね。

ちょっとお伺いしたいのは、その辺でちょっと思い当たる点とか、指摘をされた点がわかりましたら、お願いしたいと思います。

藤本教育人事課長 こちらの、判決の要旨の概要の中で、法律上の見解等については、慎重に調査・検討する義務があったということで、当然、取り消しをする際には、法的にどうかということ、もう県の教育委員会の中では、十分に議論をした上で、この採用という行政処分に瑕疵があったということで取り消しをしたところでございます。

その内容について、裁判の中で、特にどうだということが、第一審の中では、余り行われておりませんものですから、その辺も含めて控訴の中で上級審の判断を仰ぎたいというところもあわせてあるところでございます。

尾島委員 実は、ちょっと担当弁護士にお会いしたんですよ。確かに今言われた教育委員会の中で、法律上の見解等を検討されたと思うんですが、それはやっぱり専門家の意見を当然聞いて、いわゆる教育委員会側の弁護士さんの意見を聞いてまとめられたと思うんですね。

例えば、過去に他県の取り消し事例あたりを証拠かなんかで出されているとお聞きしたんですけど、それが余りにも本県の内容と格差が、乖離があるといえますか、違って、余り参考にならんというようなことまでちょっとお聞きしたんですけど、その辺の思い当たる点はございませんか。

藤本教育人事課長 今回の事案のような例が他県にあるかという、ないというのが実際でございまして。そういった中で、過去に取り消しも行った例としては、こういうものがあるということでの証拠としては出しております。

その辺での裁判所の判断になったのかなというふうには思います。

尾島委員 続けて済みません。やっぱり先ほどから出ていますように、今回の取消処分に関して、法的な違法性はあったとしても、一旦採用された職員を、その採用を取り消すというのは容易ではないということが今回示されているんですよ、全体的な、私はそう感じました。

それにはそれ相応のやはり十分な調査が要ったと思うんですけど、そこで、ちょっと関連していいですか。

竹内委員長 はい、どうぞ。

尾島委員 今回、そもそも事件、捜査のために、パソコンのデータ解析、それから、そういった分析、場合によっては、パソコンに少し、事後にアクセスがあったということで、意見書等をつくられたと思うんですけど、専門家の意見書で。

そういった経費的なものについて、どのくらいかかったのか、裁判の弁護士費用を含め

て、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、できれば、控訴審における裁判費用、当然、控訴されたんですから、勝つことが前提でしょうけど、敗訴もあり得るわけですから、その辺の見通しがわかれば。

藤本教育人事課長 詳細な数字については、ちょっと把握を今のところしておりませんので、答弁は……。

尾島委員 概ねでも結構ですけど。わかるでしょう、使ったんだから。

野中教育長 裁判の中で鑑定をしました。その分の経費は最終的に裁判所のほうから明らかになる話で、まだ把握しておりません。

尾島委員 あ、そうですか。

野中教育長 ええ。

尾島委員 何か鑑定をされたというのを聞いてますから。

竹内委員長 では、そういうことですね。

小野委員 いまお2人からありましたね。先ほどの本会議でも2人の方の質疑で、具体的な問題点と思われるような答えもなされてきているんですけども、それはそれとして、大事に受けとめてほしいんですけども、さっきの本会議場の、知事、3人の答弁の言葉の中で、苦渋の選択という言葉が、私の記憶だけで6回聞いたんですね、さっきのあの時間に。その苦渋の選択というのは、6年前の最初の取り消しをするときに、苦渋の選択をしたと、こういうことだったと思うんですが、今回、控訴するに当たって、苦渋の選択というような気持ちというのがあるのか、もう全くなくさ一つといったのか、そこをちょっと聞きたい。

野中教育長 苦渋の選択の意味は、私が議会でも申し上げましたとおり、あの事件の中で生じた違法状態、これはやはり県民から見ても放置すべきじゃないだろう、そういう判断のもと、取り消さざるを得なかった。そのことによって、中には本人の思いの中で、私はわからない、私はしていない、保護者もしていないと言っている。私は、全然、こういう事態を生じさせたことについての責任はない。にもかかわらず、不利益を課される、そういう思いを見ると、全体が、その試験によって、本当に優秀な人材を確保していい教育を提供する、その責任との関係のはざまの中で、苦渋の選択という形で取消処分は行われたと、こういう説明をしているつもりです。

その結論が、今回、地方裁判所において、いわゆる法解釈の違いで採用されていない。その苦渋の選択の部分もある意味、私の申し上げます試験制度による、守ろうとしなくちゃいけない公益と、個人の利益との相反の部分になっています。これは、私としては、ある意味、割と、これまでにない新しい事案の判断でもあるわけです。そういう意味で一審だけで確定させるわけにはいかない。ぜひ控訴審の判断もいただきたい、そういう思いです。

小野委員 それでね、僕が言いたいのは、あの6年前、私ども苦渋の選択をそれぞれがして、判断をしたということは間違いありませんが、今回の地裁の判決が出たときの教育長のコメントね、ちょっとテンションの高い、こんなはずじゃなかったという、ぽーんといくようなね。だから、地裁の判決をそれなりに真摯に受けとめながら、それについて内部で検討していこうというようなコメントじゃないんですね。もう初めから、ばり一つと、こんなはずじゃなかったという。

したがって、今回の控訴については、もう全く迷わずこうやったという印象を今受けているので、それでいいのかということです。

野中教育長 採用決定取消処分についての地裁の判決について、やっぱり意外な判決でありました。で、これは是正しなくちゃいけないという思いは、判決の概要を見たときに思いました。それはもう能力実証主義の解釈について、明文で、受験成績、その他の能力の実証によるんだというふうになっていて、ところが、本県で行っていた能力実証というのは、試験で見ると、試験で。免許があれば、私の好みでと、そういう制度ではないんですよ。その部分の評価が弱いというふうに思って、当然これは控訴しなくちゃいけないなというふうに思った次第です。

損害賠償も、この採用が違法を前提に、違法であるという判断、採用取消処分は違法であるという前提に、さらに加えて、過失があったか、注意義務を尽くしたかという議論をしているんです。ですから、取消処分が、県の判断が正しかったか、あんな違法な変な採用決定を維持しなかった。ひっくり返して是正した、これは正しいというふうになれば、損害賠償のほうも基本的に認められないというふうになっていく構造の判決です。そういう理解で控訴を決めました。

小野委員 僕がぴんときんのは、今回の判断をするについて、原告の免許の問題とか、（聴取不能）とか、あるいはこれを控訴したときに、これからどういう形でいくのかなと、そのことが大分県の教育行政にとってね、どういう課題になっていくのか、重荷になっていくのかというようなこととか。それからまた、県民がどう受けるかとか。当然、そういういろいろなことを考えて判断したと思うんですね。そこをちょっと聞きたかった。やっぱり今回は今回なりに、やはり苦渋の選択をせざるを得なかったというようなところなのか、あなたがおっしゃるように、今回はもうそれぞれ経験とこういうふうになっているかどうか。

野中教育長 この原告に関して言えば、既に正規の採用試験に合格されていて、そして、4月から正規教員として勤めることが決まっています。現時点で判断されるのは、もう公的な判断、私どもの行っている厳格な成績主義による採用はどうかというやり方がどうかという、その部分は是正しなくちゃいけない、そんなふうに思っております。

竹内委員長 よろしいですか。では、そこはもう終わりたいと思います。

次のところで何か。

三浦委員 では、せっかくなので。今、言われた教育長の答弁のとおり、判決理由①があってこそ、判決理由②が成り立つわけで、判決理由①についての理由については、控訴審、上級審で判断を仰ぐことに何ら問題はないと言いつつ、判決理由②に対する控訴に反対するというのは、私は合理的じゃないと思うので、これはもう判決理由②に対する控訴も、私は認めるべきだと思いますし、先ほどの質疑を聞いていても、ちょっとその辺、違和感があったので、ほかの委員さんはどういうふうにお考えかなというのを伺いたいなと思いますけれども。

尾島委員 私は事件は別ですから、そういう極めて緊密な関連性があるということは認めますけど。

三浦委員 ごめんなさい、判決理由①に対しての控訴については、要するに上級審に……。

尾島委員 いや、それはもう、こっちが力がないからね。

三浦委員 そうですね。そうですね。であれば、そっちの判断があつてこそその判決理由②ですから、それに対する控訴を妨げるとするのは、私はちょっと違和感があるし、実際にじゃあ、判決理由①に対する控訴で勝った場合、判決理由②、今回やらなかった場合は、結局、お金を払うんですよね。じゃ、本来は払うべきじゃないお金を払うということになるから、どっちにしる、判決理由①で控訴するから、判決理由②を控訴しなきゃ悪いんじゃないかなと思うんですけれども。

尾島委員 ま、それはその考え方でいいと思う。

三浦委員 であれば、何を話すんですか。

尾島委員 ちょっといいですか、追加で話を続けて。堂々めぐりになるかもしれませんが。

竹内委員長 ちょっとそこを恐れています。

平岩委員 きょうのいろんな答弁を聞いていて、加点をされたということが明らかになっている人を採用するということが、県民にとって、こんなできの悪い教員を採用していいのかというような、その信頼回復のためにも、この人は採用してはいけないというようなことを言われてきたんですけれども、その人の採用を取り消したということが、必ずしも県民の信頼回復につながるという、そのことは非常に抽象的なことであるという判決内容だったんですよ。

私、やっぱりそのところが、大きいなと思うし。だから、本人が受けた、精神的、経済的苦痛というのがすごいし、生涯逸失利益を計算したら9,800万円ぐらいになったんですよ。それで、この人、去年、採用試験に受かったときに、私もう裁判やめるのかなあと思っていたんですけれども、やっぱり受けたその傷はどうしても自分の中で克服していかなきゃいけないからということで裁判を続けたんだなあというふうに思ってきました。だから、行政として、裁判にまた打って出るというのは、それは当然の成り行きなんだろうけれども、誰がその痛みみたいなのをきちっと受けとめているのかなあ。もちろん、みんな傷ついたかもしれないけど、あのときに21人、不正採用をした。でも、24人を救済しなきゃいけない。両方採用すればいいじゃないかみたいな意見も随分出てきたんですよ。それが本当の教育の営みじゃないかというような話もしてきた中で、この自主的退職と、採用取り消しを選ばせたというところが、私はどうしても、そこから前に進めないし、そして、今度の判決であるから、これはやっぱりもっと慎重に考えなければいけないことだったと思っています。

竹内委員長 ありがとうございます。ほかに。

麻生委員 基本的な質問をさせてもらいます。我々は、これを判断しないとイケない。あつてはならない点数改ざんということによって、多くの影響が出てきて、今日までに至っている、これは大きな問題であることは間違いありません。

要は、第一審が出ました。控訴をすると。この控訴の期限は、まずいつですか。

野中教育長 控訴期限は3月9日です。

麻生委員 9日ということになりますと、議会の我々としては、非常に時間がないと、審議をする上でね。当然、控訴に向けての準備を必要とされると思いますが、県教育委員会としては、控訴をするという決定をしたわけですよ。もし議会からこれが否決されると、これはどうなるんですか。

野中教育長 県の処分、採用決定を取り消した処分を取り消すとされた地裁判決の破棄、そして原告の請求を棄却する旨を求めて控訴をします。

損害賠償について、否決をされて、認めていただければ、その部分については、上訴審では争えず、確定をしてしまうという形になります。

麻生委員 本来であるならば、ここに判決文が出てくるとかね、そして、我々もそれをよく読み込んで調査をして、そして判断をするということは必要になってこようかと思いますが、そういったことは可能なんですか。

藤本教育人事課長 判決文につきましては、皆さんにお配りするというようなところまではちょっと不可能だというふうに考えております。

麻生委員 ということになりますと、現在いただいている資料の中で判断するしかないということになるかと思えます。実際に先ほどの訴えの提起の議案説明の中でも、これを拝見させていただくと、本人、原告の請求は採用決定取消処分の取り消しを求めたと。そして、もう1つは、精神的苦痛に対する慰謝料等600万円を求めたと。

この議案を拝見しますと、被告は原告に対し、金33万円及びこれに対する云々かんぬんと支払いを行うということと、支払い済みまで年5歩の割合による金員を支払えと。原告のその余りの請求をいずれも棄却されているわけですね。原告のほうからすると、棄却されているということ、並びに訴訟費用はこれを4分し、その1を被告の負担とし、その余りを原告の負担とするということで、普通だったら訴訟費用から何から、負けたほうが全て出すというのは当たり前の話で、実に中途半端な判決だなというふうな、よくわからないんですね、我々もこれを見たときに。

そして、原告ご本人は、33万円で全てが訴訟費用に行ってしまった、何のことかわからないという結果の判決ではないかなという受けとめ方を客観的にすると見えるんですけども、原告はこれでもいいとおっしゃっているんですか。

藤本教育人事課長 原告の動向については承知はしておりません。ただし、原告のほうは、600万円の損害賠償をとということで求めている裁判を起こしております。

その判決の中で、取消処分が取り消されれば、経済的な損害も回復されるという前提のもとに、その事情を酌み取れば、30万円の慰謝料が妥当だというような判決になっているところがございます。

それと弁護士費用等の3万円、合わせて33万円というような判決になっておるものです。当然、原告がどのようにするかというのは知りませんが、原告のほうも、この分については争う可能性もあるかというふうに思います。

麻生委員 先ほど地公法第15条についてのお話もありました。当然、受験成績、勤務成績、その他能力の実証に基づいて行われなければならないという部分については、これはまた、いろんな波及効果とか、いろんなことも出てこようかと思えますし、必ずしも一番でいいというような認識ではない方も、これは明らかにいらっしゃるだろうと思います。そういう意味では、控訴して明らかになるべきものがあるならば、控訴してしっかりと議論というか、判決を受けとめるということもいいのではないかなと、このように私は意見として思います。

以上です。

竹内委員長 まず、皆様を混乱させているのは、判決理由①の3番目です。

教員免許を有していれば、もうそれで能力主義にかなっているとしております。医師免許は、医師の国家試験に受ければ、能力は証明されます。しかし、それと就職とはまた別の件です。県としては、採用枠があるわけです。そこで、選抜試験をしなければならないので、そのときに能力主義で実証されているので、カットするということが、ここは判決理由に入れているので、皆さんを混乱させていると思います。

私が思う県教委の、今1番の問題は、皆様のご指摘のように、一旦採用した者を、あなたはそうではありませんと、採用取り消しをするということが、労働者としては非常に不本意であるということが起こっているんだと思います。

ただ、そうしますと、もう既に自分で処分を決めた人もおられますから、なかなか個人差が出てきます。その中で、やはりしっかりとそのことについては、苦渋をさせていただいて、それから、二度とこういうことが起こらないということをしつかり示させていただいて、やっぱり控訴して、ほかの意見も聞くのがいいのではないかと考えております。それが私の意見です。

ほかにいいですか。ほかにございせんか。

尾島委員 委員長の言われた3番目の云々というのもありましたけれども、判決文を読んでいくと、やっぱり総合的なことがいっぱい書かれているんですね。

例えば、第1に何が書かれているかという、加点を働かした事実は認定できていないんですよ。こういうことで直ちに採用したことが違法であったかどうかというのはだめだということを1番に書いていますね。

私は議事録を見よって、ちょっと不思議に思ったんですけども、この前の議案の説明会でもちょっと説明されましたが、第2回目の議事録の5ページですかね。平成20年の採用選考試験を受けたと書いていますよ、いいですか、ちょっと見てください。

ここで、背景が少し具体的に書かれているんですね。1番下から6行目に、平成20年度の試験の云々と書かれていまして、上司の指示を受けたと解した元義務教育課参事からの指示、及び元参事みずからの意思に基づく指示によりと、具体的に書かれているんですけど、これは事務担当者が元参事の指示によって加点をしたという、あるいは減点をしたということが、ここに極めて事実に基づいて書かれています。

ただ、その後、元参事が誰からこういう依頼を受けたのか、みずからの単なる意思だったのか、そういうところが全然書かれていないんですけども、その辺がどうだったのかが1点。

それから、2点目には、今回、控訴をされます。原告が云々というのがありましたけれども、原告が600万円の慰謝料請求をしているんですね。そうしますと、今回、附帯控訴ということも考えられるんですけども、その辺は教育委員会の中で、弁護士と相談したときに、なかったのか。附帯控訴して、もっと賠償額が増加されることも考えられるわけですから、そういったリスクに対する検討はなされたのかどうかですね。それは教育長、首をかしげていますけれども、わかればお答えいただきたい。

それから、3つ目には、原告は、ことしの4月から正式採用されるということなんですけれども、判決、かなり不服でしょうが、教育委員会にとっては、厳しい内容になっています。原告にとってみれば、採用されても、精神的な苦痛が続くわけで、どうも経過を見ますと、原告は採用取り消し後も、ずーっと続けて採用試験を受けてきて、今回めでたく

最終的に採用になったということで、その間、非常に大きな精神的なご苦勞があったと思うんです。

採用後に、こういう判決が出たにもかかわらず、控訴することで、原告にまた、継続的に精神的な苦痛を強いることになるんですが、その辺のことについて、教育委員会はどうお考えなのか。

また、ここには出ておりませんが、もし教育委員会の会議の中でそういうことが出ましたら、何かありましたら、答弁をいただきたいと思います。

ちょっと長くなりまして申しわけありません。

竹内委員長 ちょっと申しわけありません。尾島委員、ちょっと短い文で質問していただけませんか。

尾島委員 はい、わかりました。

藤本教育人事課長 最初の2点についてお答えいたします。

竹内委員長 ちょっともう1回、私が理解しかねたので、1と2で、何と何を聞きたいんですか。

尾島委員 具体的に書かれた事件の背景で、元参事の調査はどうなっているのかということが1点。

それから、附帯控訴について検討されたのかということが2点。

竹内委員長 そうでね。その2つをお願いします。

藤本教育人事課長 議事録にもありますように、載っているのは、調査報告書の中にも記述をしている内容でありまして、調査報告書の中に、さらに元参事の供述ということも記載はしております。自らの意思で点数の書きかえを行ったものは、金銭授受をした者からの請託によるもの以外はない、というような供述を元参事はしております。

あと、点数操作をした者は、誰からの指示、依頼があったのか等については、元参事も口にする事はなかったし、指示していないというようなことも、その辺のあたりは調査報告書の中にも記載をしておるところであります。

尾島委員 はい、わかりました。

藤本教育人事課長 それと附帯控訴ということもありましたけれども、その辺あたりも当然、弁護士等に相談をして、やはり①といたしますか、取消処分が違法だ、採用決定が適法だという判決の中で、賠償額について、そのままというのは、やはりいかがなものかということで、今回は議案の提案になったところでございます。

尾島委員 わかりました。

野中教育長 2点目の附帯控訴については、今回の場合、県の附帯控訴というのは、ちょっと考えられない。

尾島委員 いや、県ではなくて原告側の。

野中教育長 原告側が控訴する。

尾島委員 県が控訴するわけですから。

野中教育長 わかりました。それはあり得ると思います。当然、33万円しか認められなかったわけですから、それについて、県が33万円をゼロ円にしたいという控訴をすれば、いや、やっぱり600万円もらって正当だという趣旨での附帯控訴はあり得ると思います。それは、別に訴訟上の話ですから、別に判断する内容ではありません。

尾島委員 わかりました。

野中教育長 それから、精神的な苦痛のお話ですけれども、判決で認められたのは、県が採用決定の取り消しをした、それまで正規教員として教壇に立っていた方が、その立場を失うということについて、それについての自分の将来設計、家族の設計に影響を与えた。そしてまた、点数操作の事実を知らされて、自主退職するかどうか、迫られたことなどという、この部分の精神的苦痛の損害賠償であります。

これについて、本人が納得できないとして、訴訟を続けていく。当然、訴訟を提起すれば何年かかかりますし、三審制のもとで、一審、二審とあり得ると。そういうことはある意味想定しながら、本人はこの訴訟に臨んでいるのではないかというふうに思います。

苦痛という意味では、取消処分そのものによる本人の精神的な苦痛に対してのものだと。訴訟を継続していく上での本人の思いについての部分ではありません。

竹内委員長 今ご説明のとおりですね。その苦渋も覚悟しながら、自分を貫いていきたいという原告の強いご意志だと思います。

それで、私はやっぱり先ほど言いました、裁判の中に教員免許を有していれば足りるといふのをわざわざつけているところに非常に何か意図を感じてしまいます。それは大筋からすれば関係ないという尾島委員や平岩委員の、関係ないということがあると思いますが、つけ加えたからには、つけ加えた理由があると思いますので、それも控訴をしていけば、また明らかになっていくと思います。

以上でほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

竹内委員長 反対の方は挙手願います。

〔反対者挙手〕

竹内委員長 可否同数であります。よって、委員長が本件に対する可否を決します。

委員長は、本件について、可決すべきものと裁決いたします。

竹内委員長 以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別のないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会退室〕

竹内委員長 この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別にないようですので、これもちまして、本日の委員会を終わります。
お疲れさまでした。